

いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）4月24日改訂



学校教育目標

「豊かに拓く」

目指す生徒像

考える人	深く考え、積極的に学ぶ人
きたえる人	心情を豊かに育て、すこやかな身体をきたえる人
根気強い人	使命と責任を自覚し、何事にも根気強く実行する人
助け合う人	互いに人格を尊重し、進んでみんなのために努める人

札幌市立北陽中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめを防止するとともに、早期発見及びいじめへの対応に全教職員が高い意識と共通理解をもって、組織的かつ効果的に取り組むものとする。

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめ防止等の対応（未然防止、早期発見、いじめへの対処）に向けて校内体制を充実させる。
- (2) 生徒の学習・生活の姿や地域の環境や様子を含めた「学校の実情」を踏まえる。
- (3) 学校・家庭、地域・関係機関が相互に協力できる環境を整える。
- (4) 生徒が自らいじめ防止に主体的に取り組む内容を含める。

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

本校に設置されているいじめ防止推進委員会を活用して、いじめ防止対策等にあたる。

【構成メンバー】

・校長（委員長）	・教頭（副委員長・記録担当）	・	
・生徒指導主事（招集集約担当）	・特別支援教育コーディネーター		
・教務主任	・各学年主任	・該当学級担任	・養護教諭
・スクールカウンセラー	・スクールソーシャルワーカー		

（必要に応じて、該当学年生活係、相談支援パートナーとも連携する）

(2) 組織の役割

基本方針に基づく取組の実施、ならびに具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

いじめ防止推進委員会を月1回開催する。即時対応が必要な場合は、随時開催する。

状況によって、出席可能な構成メンバーのみの開催もあることとする。

- 生徒や保護者、教職員からのいじめの相談・連絡の窓口となり、報告を受ける。
- 事例に関わる情報の収集と記録、共有を行う。校内、校外でのものに加え、インターネット（SNS等）での事例も含める。
- いじめの情報の迅速な共有、対応方針の決定、指導・支援の体制づくりを行う。
- 適宜、関係機関（市教委、児童相談所、警察など）との連絡・調整を行い、情報を管理する。

3. 教育相談体制

- (1) 教職員と生徒、保護者、さらには生徒間の望ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒アンケートを基にした年2回の教育相談週間を設け相談活動にあたる。この週間に限らず、生徒や保護者が気軽に相談できるよう努め、保護者からの相談に対しても直接受け止められるような体制を整える。年2回実施している期末三者懇談を設け、相談活動を行う。
- (3) 「悩みやいじめに関するアンケート」を実施し、調査用紙は3年間保存する。小学校から引き継がれたアンケートも同様とする。
- (4) 毎日入力している「シャボテンログ」を基にした相談活動を実施する。

4. いじめ対応等の重点的な取組

(1) 未然防止のために

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるという意識をもつ。
- いじめが発生しにくい学校・学年・学級風土をつくりだす。
- いじめに向かわない生徒を育てる。

【具体的な取組】

- ・グループ学習、集団学習での学び合いの場を設定する。
- ・「学び合い」における授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
- ・班・係活動や行事への取組等を通じて、一人一人の良さを認め合い、いじめを許さない学級、学年、学校の風土づくりを生徒自らが創り上げていく生徒自治の心の育成のため 教職員は支援を行う。
- ・講演会などにより生命誕生や人間の尊重、かけがえのない命の大切さ等を学ぶ機会を設定する。
- ・生徒会が主体となり、いじめ防止に向けてのポスターや標語等を作成するなど自治的活動を行う。
- ・ネットいじめやネットトラブル防止、および情報モラルについて学ぶ機会を設定する。

(2) 早期発見のために

- いじめを単なるいやがらせやけんかとして軽視して、対応を先送りしない、見逃さない。
- 学習指導ならびに生活指導を通して生徒理解に努め、生徒の小さな変化にも注意する。
- 生徒の変化ならびに生徒の家庭環境の変化等、教職員間の情報交流を日頃から行う。

【具体的な取組】

- ・日頃から生徒への声掛けを絶やさず、個々の生徒や集団の日常の様子をきめ細かく観察する。
さらに、気が付いたことは教職員間で情報交換を密に行う。
- ・定期的にアンケート調査を実施し、実態把握に努める（教育相談週間事前アンケートおよび市教委による「悩みやいじめに関するアンケート調査」）
- ・4月又は5月前期、11月後期の年2回、教育相談週間を設定し、生徒理解に努める
- ・相談支援パートナーやスクールカウンセラーなどとも連携し、情報共有に努める。
- ・相談ボックスを設置するなど、相談したいが話を切り出せないようなケースを救う手立ても講じる。
- ・端末を活用した「心の気持ちアンケート」を実施し、諸問題の早期発見・早期解決に努める。
- ・7月、12月に担任、保護者、子どもの三者で個人懇談を行い、**学校と家庭の連携を図るとともに、生徒理解、情報共有に努める。**
- ・学校生活内全般のけが等にも留意し、その背景にからかひやいじめが存在していないか注意深く確認する。

(3) いじめ発生時の対応について

- 対応は迅速に、組織で行う。学年中心に対応を行っても、いじめ防止推進委員会で経過を確認し、今後の対応を複数で行うことを基本とする。
- 初期対応、事実確認を的確に行う。
- 被害生徒、加害生徒、見ていた生徒、気付いていた生徒それぞれへの対応を的確に行う。
- 事実が後日判明した場合、いじめ防止推進委員会を開き、状況報告を受けて対応に向けた体制をとり解決のために動く。

【具体的な取組】

□対応は迅速に、組織で行う

- ・授業等であらかいなどがあれば、その場で必ず指導する。
- ・いじめを発見したら過小評価せずに、学年主任と生徒指導部長に報告する。
- ・特定の教職員で抱え込まず、組織で対応する。

□初期対応・事実確認を的確に行う

- ・いじめの訴えや情報及び兆候が認められた場合は、学年が中心となり事実確認を的確に行う。
- ・事実確認に基づいて、いじめ防止推進委員会がいじめへの対応方針を決定する。
- ・緊急の職員会議や職員打合せを通して、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ・被害生徒、加害生徒への具体的な支援や指導を組織的に行う。保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を要請する。調査結果、指導内容を関係する保護者に伝える。当該生徒の担任、連絡する家庭が多数の場合は学年にて分担の上で行う。

□被害生徒への対応（支援）

- ・被害生徒を徹底して守り抜く。被害生徒が苦痛を感じていないこと、被害生徒に対する心理的・物理的影響を与える行為が病んでいる状態が最低3か月継続するまで見守りを継続する。解消後も継続的に見守りを行い、スクールカウンセラー等と連携し、被害生徒の心のケアに取り組む。
- ・本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に対して適切に対応する。当事者を守り支援していく観点から、保護者への連絡を適宜行い、学校と家庭が相互連携して進めていく事案であることを確認する。

□加害生徒への対応（指導）

- ・あくまでも被害生徒を守る観点から、加害生徒への対応にあたる。
- ・被害生徒の気持ちを理解させ、行為に対する十分な反省を促す。
- ・いじめ事案に関する保護者への連絡を行い、今後の対応、当該生徒の成長を見守る趣旨等を理解して、学校と家庭が相互協力のもと進めていく事案であることを確認する。
- ・いじめの背景にある要因を理解し、保護者連携のもと再発防止に努める。

□他の生徒への対応（指導）

- ・見ていて、気づいていて、何もしなかったこともいじめを助長することを理解させ、「いじめは絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ・本人及び保護者の了解のもと、学級・学年指導を行い、人の立場にたって物事を考えられる、よりよい集団づくりを推進する。

5. 組織的ないじめ対応の基本的な流れ

①情報の把握

- ◆全教職員で子どもへ関わる。登校観察などから情報を得る。
- ◆些細な変化でも気づいたことは過小評価せずに、主任や部長に報告。教職員で共有。学年主任や生徒指導部長は初期段階より管理職に報告。
- ◆アンケートや教育相談の計画的な推進。

②正確な事実確認

- ◆いじめ行為は、まずその場で指導。
- ◆子ども、保護者、地域からのいじめの情報を受けた場合は、真摯に傾聴。
- ◆周囲の生徒を含め関係生徒から速やかに聞き取り。
- ◆同時刻、個別の聞き取りと聞き取り内容の記録化。
- ◆情報の報告を必ず行う。(該当教職員→学年主任・生徒指導部長→校長・教頭)

③チームづくり・指導方針の決定

- ◆いじめ防止推進委員会の招集、役割分担。
- ◆指導、支援の方針の決定。
- ◆全教職員で事実の共通理解を図る。
- ◆教育委員会への報告と連携。場合によっては関係機関（児童相談所、警察など）と連携。
*その日のうちに保護者と連絡を取り、事実関係を伝える。
*特に、暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝、窃盗など、刑法に触れる行為が窺われる場合は、警察への相談や通報等の援助を求める。併せて警察への通報については、札幌市教育委員会へ報告、協議し、確認の上で、相談・通報する。

④生徒への指導・支援

- ◆被害生徒に寄り添い心のケアに努める。安全確保のため休み時間などの見守りを実施する。
- ◆加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。

⑤保護者との連携

- ◆いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する。

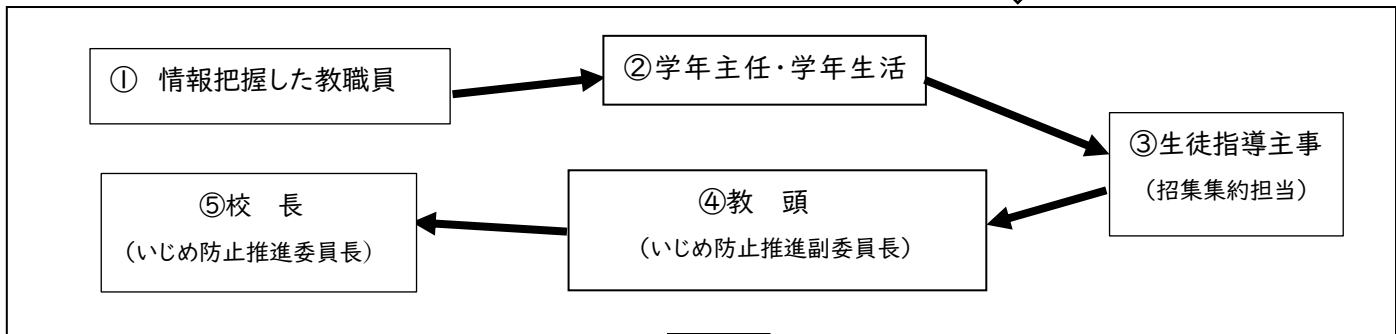
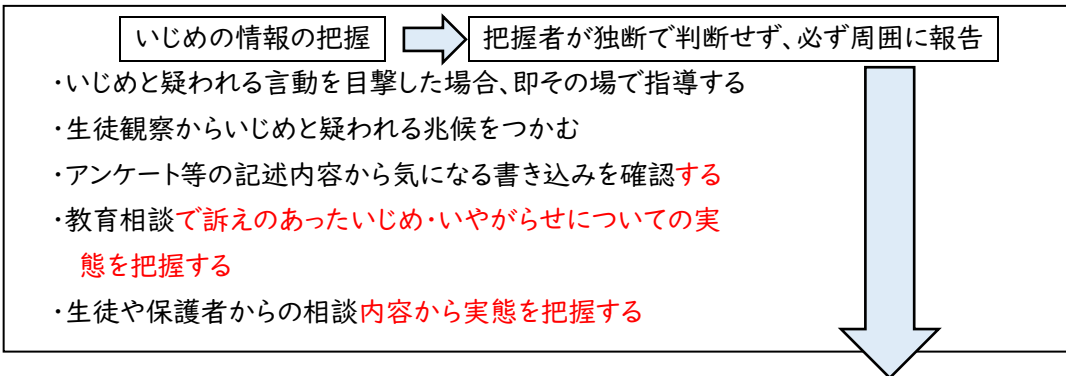
⑥再発の防止

- ◆指導、支援体制の評価を行い、場合によっては修正を加え、チームとしての確な対応ができているかいじめ防止推進委員会にて検証を行う。
- ◆被害生徒と保護者の了承を得た上で、再発防止のための学級指導、学年指導を行う。
- ◆同様のいじめが発生しないように、互いを認め合う人間関係の集団づくりを進める。

6. 取組の評価

- (1) 再発防止のために、P D C Aのサイクル（P＝計画、D＝実行、C＝評価、A＝改善）を定め、事例への取組等を客観的に評価する。
- (2) 予期していた結果ならびに成果が得られなかった場合は、原因分析、取組内容や方法等の見直しを行い、事後の事案指導に反映させていく。この分析も複数で行うことを基本とし、いじめ防止推進委員会がそれに当たる。

7. いじめの組織的対応



いじめ防止推進委員会の開催 (月に1回開催 即対応が必要な場合は随時開催)

構成メンバー

- ・校長 (委員長) ・教頭 (副委員長・記録担当)
 - ・生徒指導主事 (招集集約担当) ・特別支援教育コーディネーター
 - ・教務主任 ・各学年主任 ・該当学級担任 ・養護教諭
 - ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- (必要に応じて、該当学年生活係、相談支援パートナーとも連携する)

司会 教頭 (不在の場合、生徒指導主事)

委員会の招集権限者は、校長・教頭・生徒指導主事 以上のものとする

- ① 情報の整理・共通理解・対応方針の検討、決定
- ② 生徒への調査・指導・支援の実施
- ③ 被害生徒からの聴取・支援、加害生徒からの聴取・指導
- ④ 担任・学年より 保護者への報告
- ⑤ 教頭より 教育委員会や関係機関への連絡
- ⑥ 調査・指導内容を集約し、関係保護者に伝える。
- ⑦ 組織でいじめの認知

早期対応に向けた組織としての動きが大切であり、情報共有も欠かせない

いじめ解消の確認

解消とは ・被害生徒が苦痛を感じていない

被害生徒に対する心理的・物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低3か月継続する